

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第1節 援護行政の動向

さきの大戦が終了してからすでに四半世紀を経過したが,まだ戦後処理は完了したわけではない。援護行政は,戦後の初期にあつては海外からの600万人余に及ぶ引揚者の援護業務が中心であつたが,現在は,戦傷病者戦没者遺族等援護法や戦傷病者特別援護法等の各種の法律に基づく戦没軍人,軍属,準軍属(旧国家総動員法による被徴用者および動員学徒ら,軍の要請による戦闘参加者等)の遺族と戦傷病者等に対する援護や旧軍関係の残務の処理が主な業務となつている。

これらの法律は,毎年改正され給付内容の改善や援護の対象者の拡大がはかられているが,遺族等の高齢化に伴い,一層援護の充実を望む声が強くなつている。

また,47年1月24日,グアム島で元日本兵横井庄一氏が発見救出されたことは,日本国内のみならず,全世界にさまざまな波紋を投げかけた。国内においては,これを契機として,未帰還者の救出,戦没者遺骨の収集の促進等を望む声が高くなつている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

1. 戦没者の遺族の援護

さきの大戦において,公務上または業務上の傷病により死亡した軍人,軍属および準軍属は200万人をこえるが,これらの者の遺族に対しては恩給法とともに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の法律により遺族給付が行なわれている。

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

この法律による戦没者の遺族に対する給付は,遺族年金,遺族給与金,遺族一時金および弔慰金の4種である。遺族年金は,軍人または軍属(恩給法該当者は除く。)が公務上の傷病または勤務に関連した傷病により死亡した場合に,遺族給与金は,準軍属が業務上の傷病または勤務に関連した傷病により死亡した場合に,それぞれ支給される。47年3月末現在の受給人員は,第4-5-1表のとおりである。

第4-5-1表 遺族年金遺族給与金受給者数

第4-5-1表 遺族年金遺族給与金受給者数 (単位:人)			
	遺 族 年 金		遺 族 給 与 金
	軍 人	軍 属	準 軍 属
総 数	51,322	81,611	44,173
先 順 位 者	32,605	71,768	38,460
後 順 位 者	18,717	9,843	5,713

厚生省援護局調べ

遺族一時金は,軍人,軍属および準軍属が昭和12年7月7日の日華事変のぼつ発以後の公務傷病に併発した傷病により退職後一定期間内に死亡した場合等で他に遺族年金,公務扶助料等の給付を受ける者がいないときに支給される。

遺族一時金の額は,軍人および軍属については10万円,準軍属については7万円であり,47年3月末までの支給件数は,軍人5,556件,軍属261件,準軍属24件,総計5,841件である。

弔慰金は,軍人,軍属および準軍属が公務上の傷病または事変もしくは戦争勤務に関連する傷病により,16年12月8日以後死亡した場合に,その遺族に支給される。弔慰金の額は,軍人および軍属については5万円,準軍属については3万円であり,10年以内償還,年利6分の記名国債で支給される。47年3月末までの支給件数は,軍人181万804件,軍属13万8,569件,準軍属11万1,379件総計206万752件に及んでいる。

47年度においては,10月1日からつぎのような処遇の改善が行なわれた。

ア 先順位者の遺族年金の額を25.3%,さらに48年1月分からは38.2%引き上げること。

イ 先順位者の遺族給与金の額についても遺族年金に準じて引き上げるとともに、47年10月分から、旧国家総動員法による被徴用者等の遺族に支給する遺族給与金の額を軍人軍属の額の90%相当額から軍人軍属の額と同額にその他の準軍属の遺族に支給する遺族給与金の額についても現行の80%相当額から90%相当額に、それぞれ引き上げること。なお、公務上の傷病によつて死亡した者の遺族(先順位者)に支給する遺族年金および遺族給与金の女結金額については、第4-5-2表のとおりである。

第4-5-2表 遺族年金および遺族給与金の額

第4-5-2表 遺族年金および遺族給与金の額 (単位: 円)

		現 行 額	改 正 額	
			47年10月～ 47年12月	48年1月以降
遺 族 年 金 (軍人軍属)		173,700	217,600	240,000
遺族給与金 (準軍属)	被 徴 用 者 等	156,330	217,600	240,000
	その他の準軍属	138,960	195,840	216,000

厚生省援護局調べ

(注) 勤務に関連した傷病による死亡者の遺族に対しては上記の額の75%相当額が支給される。

ウ 満洲開拓青年義勇隊の隊員の公務傷病の範囲を、現行の16年12月8日以後の傷病から満洲開拓民に関する根本方策について閣議決定のあつた14年12月22日まで拡大すること。

エ 日華事変間の本邦等における勤務に従事中の旧陸海軍部内の有給の雇よう人等を準軍属とし、その公務傷病について処遇すること。

オ 日華事変間の満洲における勤務に従事中の旧陸海軍部内の有給の雇よう人等および南満洲鉄道株式会社等の職員で旧陸海軍部内の有給の雇よう人等と同視されるものを軍属とし、その公務傷病について処遇すること。

## (2) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

12年7月7日以後の公務上の傷病により死亡した軍人、軍属または準軍属の妻であつて、38年4月1日に遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有していた者に特別給付金が支給される。

47年度においては、10月1日から、46年度の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正により新たに遺族年金等を受けることとなつた戦没者等の妻に対して特別給付金が支給される。

## (3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による援護

16年12月8日以後死亡した軍人、軍属または準軍属の遺族であつて、40年4月1日までに弔慰金を受ける権利を取得した者に対し、同一の戦没者について遺族年金、公務扶助料等の給付を受ける者がいない場合に限り、特別弔慰金が支給される。

47年度においては、40年4月1日から47年3月31日までの間に、当該戦没者の死亡による公務扶助料、遺族年

金等の受給権を有する者がいなくなつたとき、その戦没者等の遺族に特別弔慰金が支給される。

(4) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護

12年7月7日以後の公務上の傷病により死亡した軍人、軍属または準軍属の父母または祖父母であつて、戦没者の死亡当時、戦没者以外に子も孫もいなかった者等のうち、42年4月1日に遺族年金、公務扶助料等の給付を受ける権利または資格を有するものに特別給付金が支給される。47年度においては、10月1日から、46年度の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正により遺族年金等を受けることとなつた戦没者の父母または祖父母に新たに特別給付金が支給される。

なお、(2)～(4)の特別給付金等の額については、第4-5-3表のとおりである。

第4-5-3表 特別給付金等の種類

第4-5-3表 特別給付金等の種類

	金額	給付の種類	支給件数 (47年3月31日現在)
戦没者等の妻に対する特別給付金	20万円	10年以内償還無 利子の記名国債	414,476 <sup>件</sup>
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	3万円	10年以内償還無 利子の記名国債	497,619
戦没者の父母等に対する特別給付金	10万円	5年以内償還無 利子の記名国債	15,347
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	10万円(2-5款症の 戦傷病者の妻に対 しては5万円)	10年以内償還無 利子の記名国債	91,786

厚生省援護局調べ

(5) 防空に従事して死傷した医療従事者等に対する特別支出金の支給

防空に従事して死傷した医療従事者またはその遺族に対し特別支出金(障害者5万円、死亡者の遺族7万円)を支給することとし、45年度および46年度にわたつて実施された。

(6) 入営途上等で死亡した者の遺族に対する特別支出金の支給

召集等を受けた者が入営し、または終戦当時に軍人等であつた者が復員後帰郷する途上において、自己の責に帰することができない事由により死亡した者の遺族に対し、死亡者1人につき10万円の特別支出令を支給することとし、46年度および47年歴にわたつて実施している。

(7) 戦没者遺族相談員制度

戦没者遺族の福祉のいつそうの増進をはかるため、戦没者遺族相談員の制度が45年10月から設けられており、全国で940人の民間人が厚生大臣から業務の委託を受けて活動している。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

### 2. 戦傷病者の援護

さきの大戦において公務上負傷または疾病にかかり今なお障害を有する軍人,軍属または準軍属であつた者の数は14万余に及ぶが,これらの戦傷病者に対する援護は,恩給法または戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金給付と戦傷病者特別援護法による医療給付等が中心となつている。このほか,戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法によって,戦傷病者の妻に特別給付金が支給されている。

#### (1) 所得面の援護

戦傷病者戦没者遺族等援護法によつて戦傷病者(恩給法該当者は除く。)に,障害年金または障害一時金が支給される。47年3月末現在の障害年金の受給者数は軍人150人,軍属2,494人,準軍属1,705人の計4,349人であり,障害一時金を47年3月末までに受けた者は563人である。47年度においては,47年10月分から,軍人軍属であつた者の障害年金の額は135,000~1,768,000円(現行73,000~950,300円)に,また配偶者の扶養親族加給の額は20,400円(現行12,000円)に増額される。また準軍属であつた者の障害年金の額についても同様の引き上げを行なうとともに,47年10月分から,旧国家総動員法による被徴用者等への障害年金等(加給を含む。)の額を,現行の軍人軍属の額の90%相当額から軍人軍属の額と同額に,その他の準軍属についても現行の80%相当額から90%相当額に引き上げることとなつた。

同様に,障害一時金の額も増額されることとなつている。

つぎに日華事変間に本邦等において,勤務関連傷病にかかり現に第5款症以上の不具廃疾の状態にある軍人または準軍人に,公務傷病による障害年金等の額の75%相当額の障害年金等を支給することとした。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の支給対象は,12年7月7日以後の公務上の傷病により38年4月1日において恩給法による特別項症から第5款症までに該当する障害者となつていたことにより,同日において年金たる増加恩給等の給付を受けていた者の妻または同日までに一時金たる傷病賜金等を受けたことのある者の妻である。給付金の額等については,前掲第4-5-3表のとおりである。

なお,47年10月1日から,46年度の恩給法および戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正により新たに障害年金等を受けることになつた戦傷病者等の妻に特別給付金が支給される。

#### (2) 医療面その他の援護

戦傷病者に対する所得面以外の援護は,戦傷病者特別援護法によるもので,同法により戦傷病者には戦傷病者手帳が交付され(47年3月末現在14万3,537人),これらの者につぎのような援護が行なわれている。

ア 療養の必要があると認定した者に療養の給付を行なうこと(47年3月末現在の受給者数は6,268人)。

イ 長期入院患者に療養手当を支給すること。支給額は47年4月より月額5,00円(47年3月までは

4,800円)である(47年3月末の受給者数183人)。

ウ 療養の給付を受けている者が死亡した場合,その遺族に葬祭費を支給すること。支給額は47年4月より16,000円(47年3月までは10,000円)である(46年度の支給件数56件)。

エ 更生するため医療の必要があると認定した者に更生医療の給付を行なうこと(46年度の支給件数23件)。

オ 補装具の支給および修理を行なうこと(46年度の総件数7,802件)。

カ 重度障害者を国立保養所に収容すること。

キ 戦傷病者およびその介護者が日本国有鉄道の鉄道および連絡船に乗車および乗船する場合に無賃の取り扱いをすること(46年度の乗車券引換証交付人員11万9,745人)。

なお,47年度の法改正により,同年10月1日から,新たに戦傷病者戦没者遺族等援護法の処遇の対象となつた戦傷病者について,療養の給付等が行なわれることとなつている。

このほかこの法律には,戦傷病者の更生や職業その他生活上の問題について,戦傷病者の相談相手となつて必要な助言指導を行なう戦傷病者相談員の制度が40年10月から設けられており,現在全国で940人の民間人が厚生大臣から業務の委託を受けて活動している。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

### 3. グアム島における元日本兵の救出等

---

47年1月24日,グアム島において元陸軍軍曹横井庄一氏が現地住民により発見救出されたという連絡を受けた政府は,直ちに厚生省援護局長をはじめ,医師・看護婦を現地に派遣し現地当局との折衝にあたらせるとともに,応急援護の万全を期した。この結果横井氏は2月2日同局長らに伴われ,16年8月に召集されて以来,実に31年ぶりに内地に帰還し,ただちに国立東京第一病院に入院した。横井氏は同病院において社会復帰のために必要な治療,訓練等を受けたのち,4月25日郷里の名古屋市に帰郷した。

グアム島における元日本兵の救出については,生存の情報があつた27年頃から現地米軍に調査を依頼する等の措置を講じてきた。35年5月にグアム島において2人の元日本兵が米軍に発見救出されて内地に帰還した際,なお2~3名が生存しているとの報告がもたらされたので,ただちに外務省を通じ現地米軍に調査を依頼し,さらに39年9月には厚生省の調査団を現地に派遣し,1か月余にわたり救出工作を行なつたが,ついに生存者を発見することができなかつたものである。

横井氏の発見救出後,グアム島における元日本兵の生存に関する情報が相次いだため,47年3月7日から4月5日までの間現地に調査団を派遣し,現地当局の協力のもとに綿密な搜索活動を行なつたが,生存元日本兵がいるという証拠は得られなかつた。

横井氏の救出を契機に,グアム島以外の地域においても生存元日本兵や遺骨の情報がもたらされているが,これらの情報については在外公館等の協力を得て調査を行なうなど所要の措置を講ずることとしている。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

#### 4. 全国戦没者追悼式

---

さきの大戦において死亡した300万余の軍人,軍属,準軍属および一般市民に追悼の誠をささげるため,政府は38年から毎年,8月15日に全国戦没者追悼式を挙行している。

46年の式典は,天皇皇后両陛下御臨席のもとに,東京北の丸公園の日本武道館において,全国の戦没者遺族代表をはじめ,国会,政府その他各界の代表等約5,500人が参列して厳粛にとり行なわれた。

式典当日は官公庁などには半旗が掲げられ,正午には全国民がそれぞれの職場,家庭において黙とうを行ない,戦没者に追悼の誠をささげるとともに平和への思いを新たにした。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

#### 5. 海外戦没者の遺骨の収集

さきの大戦により海外で戦没した同胞の遺骨を収集するため,政府は28年から33年にかけて,旧主要戦域に遺骨収集団を派遣して収骨作業を実施した。しかし,この遺骨収集は,広範囲な地域に対して限られた人員と日数をもつて行なつたものであり,また当時の事情から種々の制約もあつて十分なものとはいへなかつた。その後時日の経過とともに未処理の遺骨が発見されるに至つたので,42年度から新たな計画のもとに遺骨収集を実施している。この計画により実施した地域および実施を予定している地域は次のとおりである。

42年度 マリアナ諸島(サイパン,テニアン,ロタの各島),パラオ諸島(ペリリユー島),フィリピン(レイテ島)

43年度 フィリピン(ルソン島,カミギン島),西イリアン(ビアク島,ヌンホル島)

44年度 東部ニューギニア,フィリピン(ミンダナオ,ネグロス,セブ,ホロの各島),硫黄島(第1次および第2次)

45年度 韓国(徳積諸島),ニューブリテン,ブーゲンビル,マヌス,ロスネグロスの各島,ウォールアイ(メレヨン)環礁,北ボルネオ,マリアナ諸島(サイパン島,テニアン島),硫黄島(第3次および第4次)

46年度 ソロモン諸島,ギルバート諸島,韓国(済州島),西イリアン(西部ニューギニア),マーシャル諸島,マリアナ諸島(サイパン島,テニアン島)

47年度 (予定)西マレーシア(スンガイパタニ),マリアナ諸島(サイパン,テニアン,ロタの各島),パラオ諸島(ペリリユー,アンガウル,パラオ本島の各島),トラック諸島

また,沖縄復帰にともない,47年度から同地域の埋没壕内に残されている遺骨の収集を行なうこととしている。

なお,今次大戦の激戦地であつた小笠原諸島の硫黄島に「硫黄島戦没者の碑」を46年3月に建立したが,47年度においては,フィリピンに戦没者慰霊碑を建立する予定となつている。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

#### 6. 戦没者に対する叙位叙勲等

---

39年1月7日の閣議決定により,戦没者に対する叙位および叙勲事務が再開されている。

これらの叙位および叙勲の対象になる者は,さきの大戦に関する勤務に従事し,これに関連して死亡した軍人,軍属等で,その総数は,叙位対象者約8万余人,叙勲対象者は叙位を伴うものを含め約212万人の見込みである。

このうち47年3月第95回発令までに叙位を伴う約7万人を含む約195万余人に対し叙勲が行なわれた。

また,軍人軍属のうち,定例叙勲発令済みの者約50万人に対し,45年度より勲記,勲章の伝達を開始され,47年3月までに9万余人に対し賞賜物件の伝達が行なわれた。定期(臨時)叙位発令済みの者約36万人に対する位記の伝達は,47年度から開始されることとなつた。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

###### 1. 未帰還者の調査

---

さきの大戦が終結した時,海外にあつた同胞は約600万人であつたが,引揚促進対策,未帰還者の調査等の推進により,47年3月末現在における未帰還者数は3,597人となつている。その地域別の内訳は,中華人民共和国2,949人,ソ連(樺太,千島を含む。)364人,南方172人,北朝鮮112人である。

未帰還者の調査は,国内的には,帰還者等からの情報の提供,対外的にはソ連および中華人民共和国などの外交折衝または赤十字ルート等による話し合いによつて行なつてきている。

調査究明の結果の処理については,その内容が人権に関することからであるので,特に慎重を期している。

46年度においては,死亡報告を行なつた者76人,戦時死亡宣告の審判が確定した者213人,帰還した者25人,自己の意思により帰還しないと認められた者29人,その他120人の計463人が減少し,新たに未帰還者として231人をは握した。

なお,戦時死亡宣告を受けた未帰還者が身分上戦傷病者戦没者遺族等援護法または恩給法等の適用を受けるものである場合は,原則として公務により死亡したものとみなされ,その遺族に対して,これらの法律により遺族年金等が支給される。また,未帰還者に関する特別措置法に基づき,3万円(公務扶助料等を受ける場合は2万円)の弔慰料が支給される。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

#### 2. 引揚者の援護

---

終戦に伴う海外からの日本人の引き揚げは,34年に集団引き揚げが終了したのちは個別に便船を利用して続けられている。これら引揚者に対する援護としては,船運賃の国庫負担,上陸地における金品の支給,落ち着き先までの移送,定着後の住宅の貸与,就職あつせん等が行なわれ,また,ソ連および中華人民共和国からの引揚者については,居住地から出境地までの旅費を国において負担する措置が講じられている。

最近,ソ連,中華人民共和国および韓国から個別引き揚げが行なわれており,これを暦年別にみると同伴家族を含め,44年71人,45年290人,46年121人となつている。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

##### 第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

### 3. 在日朝鮮人の北朝鮮帰還

---

34年8月に,日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間において締結された「在日朝鮮人の帰還に関する協定」は,42年11月12日に終了したが,その後の措置について,日朝両赤十字間で協議した結果,46年2月5日合意に達し,帰還業務が再開された。

46年5月から10月までの6か月間に,6回にわたり377世帯1,081人が北朝鮮へ帰還し,これをもつて旧協定の残務処理は終了した。

旧協定による帰還者とあわせ,26,050世帯89,692人の在日朝鮮人が北朝鮮へ帰還したことになる。

なお,この事業に要した経費は,政府が日本赤十字社に対し補助金として交付した。

その後における新しい帰還希望者については,必要な出国手続きを行ない,日本政府の発行する出国証明書の交付を受け,帰還希望者が相当数(250人~300人)に達したという日本赤十字社からの通告に基づき朝鮮民主主義人民共和国赤十字会が配船する船舶により,一般外国人と同様,任意に出国することとなっており,この措置に基づいて46年12月に237人,47年3月に265人が帰国した。

---